

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

中越大震災や中越沖地震などの大災害を経験した当市は、先般発生した岩手・宮城内陸地震において道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことから、多くの市民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性和重要性を痛感したところです。

当市は、合併により広域化したため、地域の潜在力を真の地域振興に生かしていくには、広域道路ネットワークの構築が極めて重要であります。このため、有効活用を図る長岡南越路スマートインターチェンジの整備、信濃川で分断された東西地域の連携強化に必要な長岡東西道路の整備や大手大橋の4車線化、加えて高齢者や障害者に配慮した歩行空間の整備等に対しても、積極的に対応していく必要があります。

さらに、例年豪雪に見舞われる中山間地を抱え、冬期における生活道路の確保など多くの課題を抱えており、「安全で安心な地域を支える道路」にはほど遠い状況であります。

こうした中で、昨年からの道路特定財源の問題では、4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることになりましたが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされました。

本市では、極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況であります。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項について特段の配慮を行うよう、強く要望いたします。

- 1 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方に必要な道路予算を確保すること。
- 2 一般財源化の制度設計に当たっては、地方の意見に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月1日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
経済財政政策担当大臣